

第2章 予防対策

この章では、災害の被害を最小限に止めるために必要な取組みの方向性等について示しています。

1 防災知識の普及、啓発

【現状と課題】

毎年、港区の広報紙「広報みなと」で防災特集号を発行するとともに、各地域で開催している図上訓練や避難訓練において、防災知識を普及・啓発しています。平成24年度に災害時避難所として指定している学校等に誘導するための案内表示を設置するとともに海拔表示を行いました。

また、平成27年6月現在、港区に在住する外国籍住民は2,337人で、内訳は中国籍が880人と最も多く、ついで韓国及び朝鮮籍住民が781人、フィリピン籍住民が130人、アメリカ籍住民が110人、台湾籍住民が87人、ブラジル籍住民が13人、その他336人となっています。

港区では毎年、広報紙「広報みなと」で防災特集号を組み、「港区防災マップ」を発行しホームページに掲載しています。平成27年度に防災マップを3言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語）で作成し、港区役所のホームページに掲載するとともに区役所の窓口で配付し、区内在住外国籍住民の防災意識の向上に努めています。

しかしながら、平成23年度に実施した「区民モニターアンケート」において、「自分の避難場所を決めている」と回答した区民の割合は53%にとどまっていましたが、平成27年度には62.9%になりました。目標数値である80%には届いておらず、引き続き訓練や学習会等の場を利用して普及・啓発を行います。

【取組みの方向性】

- ・災害時に必要な情報を区の広報紙に毎年掲載するとともに、区のホームページでも適宜情報を更新し、区民への周知を図ります。
- ・外国籍住民への防災情報の周知を図るため、引き続きホームページに掲載するとともに、転入してきた外国籍住民等に配付します。

【家屋の耐震化】

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建物は、地震に対して強度がどの程度か調べることが重要です。

大阪市では、震災に強いまちづくりをめざし、耐震診断、耐震改修費用の一部補助を行なっています。詳しくは、「大阪市住まい公社」にお問合せください。

【住 所】〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号
大阪市住まい情報センター 4階

【電 話】06-6882-7053

【FAX】06-6882-0877

【家具の転倒防止】

阪神淡路大震災で亡くなられた方の原因の88%が家具の下敷きになったことでした。震災時における家の中での被害をできるだけ小さくするため、家具など転倒・落下防止について、各家庭にあった対策をできることから始めましょう。

【災害時に備えておくもの】

0次の備え（いつも携帯）

非常時に役立つ、携帯できそうなもの（例：水、携帯食、ミニ懐中電灯、携帯ラジオ、ホイッスル、持病薬、マスクなど）は、いつも使うバッグやポケットに入れ、身につけておきましょう。

1次の備え（非常持ち出し品）

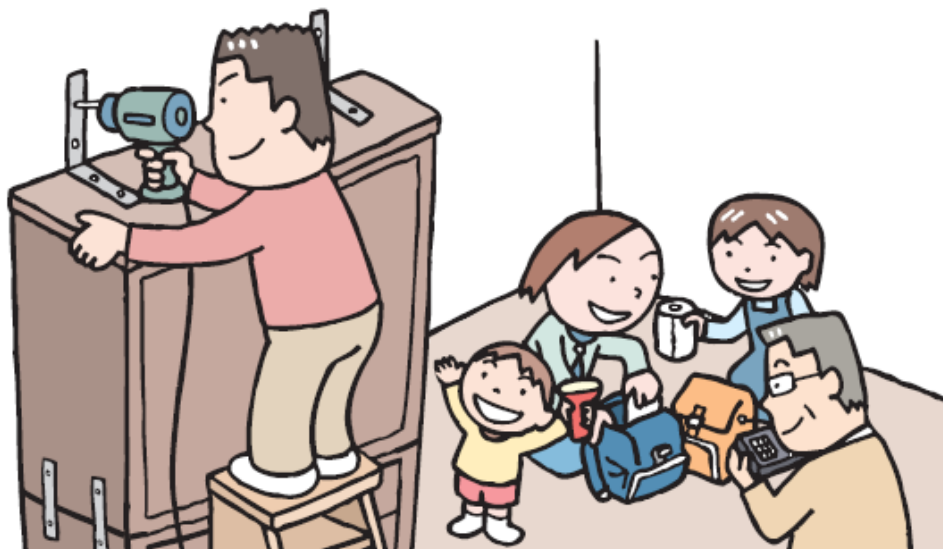
リュックサックなど、両手が自由に動かせるものに、ご自分・ご家族にあった必要なものを準備し、いつでもすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。

また、家族構成などを考え、無理をせず自分に可能な重さで必要最低限なものを準備しておきましょう。

2次の備え（非常準備品）

災害復旧までの数日間を自足するつもりで備えましょう。

飲料水や非常食などは、最低でも7日分程度は用意しておきましょう。



【我が家の防災メモ】

①家族との連絡方法や安否確認方法を決める

大規模災害発生時には、一般電話や携帯電話の通話が制限されます。

N T Tの災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害伝言板を活用して、家族や友人と連絡する方法を決めておきましょう。

②家族と落ち合う場所＝避難先を決める

大規模な災害時に備え、あらかじめ家族で落ち合う場所避難先を決めておきましょう。



③家族一人ひとりの役割を決める

ご家族皆さんで話し合って、災害時の役割を決めておきましょう。

- 火を消す
- ガスの元栓を閉める
- 子どもやお年寄りの安全を確認する

- 危険物を安全なところへ移す
- 消火器、バケツなどを準備する
- 電気器具のコンセントを抜く、ブレーカーを切る

- ラジオ・テレビなどで情報を確認する
- 出入口を確保する

- 非常持ち出し品を確認する
- すぐに戻ってこれない家族へ伝言を書いておく

④個人記録・財産目録を作成する

被災すると、さまざまな手続きを一度にしなければなりません。そんな時に、個人記録や財産目録の一覧表を作っておくと、表を見ながら手続きを進めていくことができます。どこに何があるか分かっているだけでも被災後の負担が軽減することでしょう。

☆個人記録☆

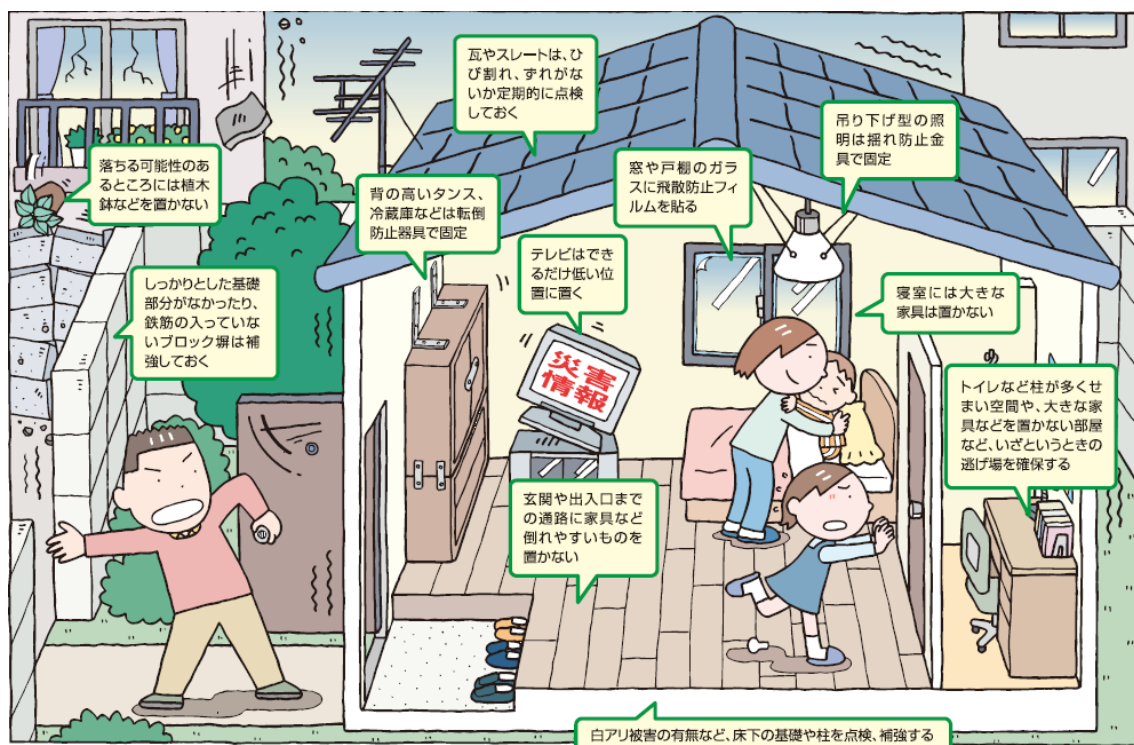
「個人記録」は、あなた自身の情報を記入しておくことにより、「いざ」というときに、自分自身の安全を守るものです。

住所、氏名、電話番号、生年月日、血液型、家族・友人等の連絡先等を書いておくとういでしょう。

☆財産目録☆

「財産目録」は、災害時だけでなく、自分自身に何かあったときの「自分や家族への覚書」となります。

取引銀行や郵便局の銀行名・支店名・口座番号、保険会社の名称、保険の種類、証券番号、クレジットカード番号や健康保険証番号、年金手帳番号、パスポート番号などを書いておくとういでしょう。



【風と雨の強さ】

風の強さと想定される被害

平均風速 (m/秒) 予報用語	想定される被害
10以上～15未満 やや強い風	傘がさせない
15以上～20未満 強い風	風に向かって 歩くことができない
20以上～25未満 非常に強い風	車の運転を続けるのは危険な状態となる
25以上～30未満 非常に強い風	樹木が倒れ始める瓦が飛び始める
30以上 猛烈な風	屋根が飛ばされるなど木造住宅が壊れ始める

雨の強さと想定される被害

1時間雨量 (mm) 予報用語	想定される被害
10以上～20未満 やや強い雨	長く続く時は注意が必要
20～30未満 強い雨	側溝などから水があふれることがある
30以上～50未満 激しい雨	マンホールから水があふれることがある
50以上～80未満 非常に激しい雨	地下街に雨水が流れ込むことがある
80以上 猛烈な雨	大規模な災害が発生するおそれ強い

【家屋の風水害安全対策】

- ・ 水害ハザードマップで、自分の住んでいる場所がどの程度浸水するおそれがあるのか把握しましょう。
- ・ 周りより低い場所など、危険な箇所を把握しましょう。
- ・ 避難場所や避難ルートを確かめましょう。
- ・ 側溝や排水溝などにごみや落ち葉は溜まっていないかなど、家の周りの点検をしましょう。
- ・ 浸水のおそれがある地域や低い土地に住んでいる方は、土のうなどの準備をしておきましょう。

2 津波対策

(1) 津波防御施設の耐震化計画

①防潮堤

【現状と課題】

現在の防潮堤は、過去の相次ぐ高潮被害を教訓として整備されており、天端高 O.P. +5.7m～7.2m を確保しています。また、阪神・淡路大震災を教訓に、平成 8 年から都市直下型の大規模地震（震度 7 クラス）にも耐えられるよう、耐震改修を実施してきました。

東日本大震災を踏まえた南海トラフ巨大地震に伴う津波の新たな被害想定では、地盤の液状化に伴う防潮堤の沈下等により、津波の浸水が市域の約 3 分の 1 に及ぶ結果となりました。そのため、府市が連携し、南海トラフ巨大地震の大きな柱として、平成 26 年度より概ね 10 年で防潮堤の耐震・液状化対策を進めることとしています。

【取組みの方向性】

- ・地震による既存防潮堤の沈下を抑え、津波による浸水を軽減するため、防潮堤の耐震・液状化対策を実施します。
- ・過年度からの継続工区について着実に対策工事を実施するとともに、地震発生後満潮時に直ちに浸水が発生するおそれがある三十間堀川入堀（八幡屋地域及び池島地域）について、優先的に取り組みます。

（港湾局計画担当）

②防潮扉

【現状と課題】

防潮扉は、防潮堤の前面の港湾施設等を利用するために、車両、人の通行が可能ないように設けた門扉です。大阪市港湾局が管理している防潮扉は、全体で 362 基（水門 8 基を含む）、うち港区には 220 基（水門 3 基を含む）が設置されています（平成 27 年度末現在）。

これらの開閉状況は、大阪港防潮扉集中監視システムにより常時監視しています。また、津波の来襲に備え、水防団、地元企業、市職員により 90 分以内に閉鎖できる体制を構築しています。万一、地震による損傷により防潮扉の閉鎖ができない場合には、簡易防潮設備や土嚢により対策することとしています。

さらに、閉鎖作業の省力化・迅速化を図るため、港区の防潮扉 217 基のうちの敷居高が百数十年に



防潮扉閉鎖訓練の様子

一度程度発生すると想定される津波高を下回るものなど 105 基について、電動化を実施しました。（平成 25 年度完了）

【取組みの方向性】

- ・津波到達までの限られた時間内に確実に防潮扉の閉鎖が行えるよう作業者の操作技術の向上をめざし、定期的な訓練・研修を実施します。また、効率的に閉鎖作業を実施するため水防団・地元企業との連携強化に努めます。
- ・使用頻度の低い防潮扉について、常時閉鎖の推進や、廃止に向けた検討を行います。（港湾局計画担当・港湾局防災施設担当）

（２）津波一時避難場所の指定

【現状と課題】

同じマンション内の低層階の住民の高層階への避難を誘導するため、平成 25 年度から平成 27 年度まで備蓄物資等の支援を実施し、避難場所を確保しました。

交通局と協議を重ね、大阪市内で初めて港区内にある市営地下鉄の高架 3 駅（弁天町駅、朝潮橋駅、大阪港駅）の改札内・ホームまでの避難（3 駅で 24 時間、約 4,100 名）を可能としました。（平成 27 年 2 月 6 日協定書締結済）

津波発生時の一時避難場所として、昭和 56 年以降に建設された新耐震基準に合致した 3 階建て以上の建物を津波避難ビルとして指定する取組みを進めています。公共施設は大阪市が指定し、民間施設は建物所有者と区役所、地域の 3 者で協定を結び指定しています。平成 28 年 1 月 13 日現在、公共 34 カ所、民間 62 カ所を指定し、区域の昼間避難達成率は 172%、夜間避難達成率は 184%となっています。

しかしながら、昼間・夜間ともに達成率が目標数値（大阪市港区将来ビジョンで定める成果目標）の 110%に届いていない地域や昼間又は夜間の何れか一方が届いていない地域があることから、今後は地域間連携を図り、他地域の津波一時避難所に避難するなど地域を越えた取組みの検討が必要です。

【取組みの方向性】

- ・地域と連携しながら民間施設の津波避難ビルをさらに拡大します。
- ・避難達成率に地域間格差があることから、地域を越えた避難について検討します。



津波避難ビルのマーク

3 地域防災力の強化対策

（１）自主防災組織の強化

【現状と課題】

自主防災組織とは、地域の安全点検や防災訓練など、災害に備えた様々な取組みを日常的に実践し、災害時には被害を最小限に食い止めるための活動や避難所の開設と運営などの活動を行い、復旧・復興期には、自分たちのまちの再生に向けた取組みを行う組織です。

現在、各地域では地域活動協議会が形成されており、防災を担当する部会が中心となって、地域の実情に応じて自主防災組織（地域災害対策本部、避難所運営委員会）を編成し、避難所開設訓練や防災学習会を地域自ら実施することで、地域防災力の強化を目指しています。

また、自主防災組織の中心的な役割を担う防災リーダーの育成についても区役所と地域が協力して取り組んでいます。

【取組みの方向性】

- ・平成 26 年度に、各 11 校下において「地域防災計画」が策定されました。その取組みを通じて、地域活動協議会の形成に合わせ、各地域の実情に即した自主防災組織としての強化を支援します。
- ・平成 27 年度は「地域防災計画」（防災マップ）を利用して、地域主体の防災学習会と避難所開設訓練を全 11 地域で開催し、地域の防災担当役員が地域住民に対して「地域防災計画」（防災マップ）の活用方法等を説明しました。
- ・引き続き、防災学習会及び避難所開設訓練等を実施すると共に、地域間の連携を図り、中学校下での避難所開設訓練等の実施に向けた支援を行います。

【自主防災組織の役割】

平常時、対応時、復興期のそれぞれの時期に応じて活動を行います。

①平常時

- ・住民に対する防災知識の普及、啓発
- ・地域の防災点検
- ・防災用資器材の準備、点検
- ・防災マップ等の作成
- ・避難行動要支援者の把握（自力で避難や移動が困難な方などの把握）
- ・防災訓練の実施 など

②対応時

- ・初期消火活動
- ・救出・救護活動
- ・被害情報等の収集と区災害対策本部への伝達 など
- ・避難所の開設・運営
- ・衛生管理
- ・給食・給水活動

③復興期

- ・復興に向けた話し合いや取り組みの開始
- ・住民主体の復興組織づくり
- ・行政やボランティア、NPO 等との連携
- ・本格復興に向けた取り組み など

自主防災組織の班編成(例)

区 分	班編成等	人数	
救助・消 火協力隊 本部	本部長	1	本部の統括
	副本部長	2～3	本部長の補佐
	総務班 情報班 避難誘導班 初期消火班 救出救護班		本部の事務統括 災害情報、避難状況の収集 (防災リーダー隊長・・・区災害対策本部との連絡窓口) 津波避難ビルや収容避難所への避難誘導 可搬式ポンプを使った初期消火 家屋内や屋外の救出
避難所 運営 委員会	委員長等	2～3	収容避難所の運営
	総務部 管理部 救護部 食糧部 物資部		収容避難所の事務 場所割等の管理 食料の配分 食料以外の物資の配分

自主防災組織のイメージ



(2) 地域防災計画の作成

【現状と課題】

港区では平成 24 年度に全 11 校下で地域活動協議会が形成され、それぞれに防災を担当する部会が設けられました。平成 26 年度には、地域活動協議会と連携しながら「校下防災計画」を策定し、自主的な防災意識を醸成して、自主防災組織の強化や避難行動要支援者の支援活動の促進を図りました。今後、各地域の実情に合わせ「避難行動要支援者計画」の策定を行うことが重要です。

【取組みの方向性】

- ・平成 26 年度に地域と協働でワークショップ（※）を開催し、各地域における防災計画（防災マップ）を策定しました。避難所開設訓練や防災学習会を通じて出てきた課題等を防災計画に反映されるための支援を行います。
- ・平成 27 年度に避難所開設訓練や学習会実施の場を利用し、大阪市港区社会福祉協議会の協力を得て、車椅子の体験訓練等を実施・検証を行いました。今後とも「避難行動要支援者計画」の策定に向けて支援を行います。
- ・区内の障がい者団体のほか社会福祉施設に、大阪市港区社会福祉協議会施設連絡会総会等の場において地域の防災訓練への参加を呼びかけ、障がい者の支援にあたっての避難時の注意点や災害時避難所でのポイント等が災害時の避難所運営等に反映されるよう働きかけを行います。

（※）ワークショップ

もともとは「仕事場」「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味していた。

しかし最近では、「一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル」として定義されている。

(3) 地域における情報連絡の強化

【現状と課題】

地域と港区災害対策本部との情報伝達ができるよう、大阪市の移動型防災無線（MCA無線）を各地域に配備し、年数回、情報伝達訓練を実施しています。

現在、地域には各校下の災害対策本部用として一台ずつ防災無線（MCA無線）を配置していますが、中学校や高等学校の避難所の状況を知るための情報手段がなく、校下地域内での地域防災組織と各担当との情報連絡についても適切な手段がありません。しかも、大阪市の防災無線網には、現行以上の回線の空きがないため、これ以上の増設は難しい状況にあります。

このような状況のもと、災害時の校下地域内の連絡確保のため、平成 25 年度に、全 11 校下において大阪市の防災無線とは系統を別にした、各校下地域内での情報連絡を主とするデジタル簡易無線機を 3 台ずつ配備し、自主防災組織の長等が情報共有できるようにし、避難行動要支援者や家屋倒壊などによる救助応援要請などの情報連絡体制を強化しました。

平成 26 年度には、港区役所、港警察署、水上警察署、水上消防署及び大阪海上保安監部の参加による連絡会議を開催し、築港地域の住民や海遊館の来館者等の避難広報や避難誘導等について議論を重ね情報連絡体制の強化を図りました。

平成 27 年度には全 11 校下に 3 台ずつ追加配備し、校下地域内での情報連絡体制の整備を行いました。

【取組みの方向性】

- ・地域と港区災害対策本部との情報連絡体制を強固なものするため、各地域に配備した大阪市の移動型防災無線（MCA無線）、港区が独自で配備したデジタル簡易無線機を利用し、避難所開設訓練等において情報伝達訓練を実施します。
- ・各避難所内での情報連絡体制を強化するため、特定小電力無線機を配備し、避難所内における情報連絡が円滑に行われるよう支援を行います。

（４）地域の担い手作り

【現状と課題】

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害時の初期初動段階において、地域住民が連携・協働して被害の防止・軽減にあたるため、平成８年に連合町会ごとに「地域防災リーダー」が組織化されました。大阪市消防局が開催する地域防災リーダー研修により知識を深めるとともに、地域での防災訓練において可搬式ポンプの操作訓練などの取組みを実施しています。

近年、地域防災リーダーの高齢化が進み、若い地域防災リーダーは区外に働きに出ているため、災害発生時に避難行動要支援者を支援する担い手、とりわけ平日昼間の地域の担い手が不足しています。各地域では地域活動協議会が形成されており、防災を担当する部会が中心となって、地域の実情に応じて自主防災組織を編成し、組織の中心的な役割を担う防災リーダーの育成についても区役所と地域が協力して取り組んでいます。

【取組みの方向性】

- ・中学生に対する防災教育、支援活動教育を行い、修了した生徒をジュニア防災リーダーに認定し、災害時に地域の高齢者等避難行動要支援者の避難誘導等の担い手として育成する取組みを進めます。
- ・ジュニア防災リーダー講習会受講者：
平成 25 年度：315 人、平成 26 年度：637 人、平成 27 年度：636 名
- ・地域活動協議会において、活動の担い手の拡充のあり方について検討していただきます。
- ・地域防災リーダー養成講座受講者：
平成 25 年度：68 人、平成 26 年度：87 人、平成 27 年度：36 名

（５）防災訓練の実施

【現状と課題】

東日本大震災を契機として、それまでは一年間に数地区で行っていた防災訓練を平成 23 年度は、区役所が主導して班長以上を含む町会を中心に図上訓練を実施した後、全ての人が参加できる避難訓練を全地域で実施し、あわせて 2,316 名の参加がありました。平成 24 年度は、図上訓練については区役所が主導して行い、避難訓練は地域主導で実施しました。また、区役所において防災リーダー隊長等を対象にファシリテーター（※１）養成講座を開催しました。

平成 25 年度は、平成 24 年度に続いて図上訓練と地域が主体となった避難訓練を全地域で実施し、平成 26 年度は、直下型地震を想定した避難所開設訓練を実施、港区では 3 年連続全地域で避難訓練を実施しました。

【訓練参加者（全 11 地域）】

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
図上訓練	1, 501	1, 115	(実施せず)
避難訓練	5, 651	4, 771	6, 182

【取組みの方向性】

- ・平成 25 年度以降は、各地域での「地域防災計画」の策定の一環として、図上訓練のコントローラー（※ 2）を養成するなど、地域がその実情に応じて主体的に防災訓練を実施できるよう支援を続けた結果、平成 26 年度以降は、地域が主体となって避難所開設訓練を実施しています。
- ・地域が取り組む防災訓練については、図上訓練や津波避難訓練に加えて、災害時避難所の開設・運営訓練の実施についても引き続き働きかけを行い、必要な支援を行います。

（※ 1）ファシリテーター

集会・会議などで、テーマ・議題に沿って発言内容を整理し、発言者が偏らないよう、順調に進行するように口添えする役。議長と違い、決定権を持たない。

（※ 2）コントローラー

もともとは、電化製品などを操作する機器等のことをいうが、最近では、集会・会議などの進行管理者のことをこのように表現する。



（6）避難行動要支援者対策の促進

【現状と課題】

- ・大規模な災害が発生した場合、消防や警察など公的な支援体制が整うまでには時間を要します。自らの命は自らで守り、支援が必要な人に対しては、地域で助け合う必要があります。
- ・平成 27 年度に避難所開設訓練や学習会実施の場を利用し、大阪市港区社会福祉協議会の協力を得て、車椅子の体験訓練等を実施・検証を行い、地域における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援の取組みが進み「避難行動要支援者支援計画」作成に繋がるきっかけとなりました。

【取組みの方向性】

- ・地域の自主防災組織において要支援者の避難支援の取組みが進むよう、要支援者情報の収集・管理方法や要支援者への個別支援内容、支援者の選出方法などに関するルールを定めた「避難行動要支援者支援計画」の作成などの支援を行います。
- ・「避難行動要支援者支援計画」を作成するなど要支援者支援の基盤が整った地域の自主防災組織から要請があった場合には、要支援者情報（大阪市福祉局から要援護者の見守りネットワーク強化事業の委託を受けた港区社会福祉協議会が作成した名簿（本人が自主防災組織等への提供に同意したものに限る）を提供します。

4 福祉避難所

【現状と課題】

福祉避難所とは、入院の必要や施設に入所するほどではなく、ある程度自力で過ごすことが可能な高齢者や障がい者などで、一般の災害時避難所では対応できない避難行動要支援者のために、特別の配慮がなされた災害時避難所のことです。

平成 26 年度から 27 年度にかけて重点的に福祉避難所の確保に取組み、平成 27 年度末現在 28 箇所の福祉避難所を確保しました。

平成 27 年度には、防災の基礎知識と福祉避難所の開設・運営についての学習会を 2 回開催し、全 28 施設から 36 名の参加がありました。

また、福祉避難所等受入人員の算定についても積極的に取組み、希望のあった福祉避難所に出向いて施設担当者と共に受入人員を算定しました。

その結果、28 施設で 400 人の受入れが可能となりました。

今後は、災害発生時に福祉避難所としての機能を速やかに確保し、災害時要支援者の受入れを行うかが課題となります。

【取組みの方向性】

- ・体制が整った福祉避難所に対して、福祉避難所設置・運営訓練等の実施を働きかけ、訓練等を実施します。



港区社会福祉協議会（ひまわり）

5 帰宅困難者対策

【現状と課題】

・大規模災害発生時には、帰宅困難者対策が重要な課題となっています。現在、ターミナルの帰宅困難者対策として大阪駅周辺地区、難波駅周辺地区、天王寺駅周辺地区に帰宅困難者対策協議会が設立されていますが、弁天町駅についても、地下鉄、JR が交差する 1 日約 10 万人の乗降客のターミナルとなっており、大阪市地域防災計画によると、大規模災害発生時に大阪市全体で約 90 万人、うち港区では 1.27 万人の帰宅困難者が発生すると言われています。

- ・平成 26 年度に弁天町駅前にある大阪市教育センター及び J R 弁天町駅と「帰宅困

難者への備蓄物資の保管等に関する協定書」を締結し、それぞれ 300 人分の備蓄物資（アルファ化米、ビスケット、水、保湿シート）を配備しました。

- ・平成 27 年度には、弁天町駅前にある大阪市契約管財局と「災害発生時における災害応急対策活動に関する協定書」を締結し、契約管財局職員の一部を港区災害対策本部要員に位置づけ、ＪＲ弁天町駅周辺及び地下鉄弁天町駅周辺の帰宅困難者に対して災害情報の提供や備蓄物資の配付作業等を行います。
- ・また、大阪市教育センター、ＪＲ弁天町駅及び大阪市契約管財局に対して、情報連絡体制の確立のため港区のデジタル簡易無線機を 1 台ずつ配備し、無線通信訓練を実施しました。

【取組みの方向性】

- ・大規模災害発生時により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が発生することが予想され、これらの帰宅困難者が一斉に帰宅を開始した場合、混乱により死傷者が発生し、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなく恐れがあることから、「一斉帰宅の抑制」について各事業等において積極的に広報を行います。

6 区内大規模集客施設の予防対策

区内及び、近隣区大規模集客施設との災害時連絡体制を構築し、連携強化を図ります。

（１）海遊館

【現状と課題】

海遊館では、従業員が施設利用者への的確な避難誘導を行うことができるよう、防火防災訓練が実施されています。一定震度以上の地震が発生した場合には、施設利用者全員を建物外へ誘導することとされています。

なお、大津波、津波警報が発表された場合は、敷地内にとどまることは危険なため、施設利用者を敷地外に誘導した後、津波避難施設等に避難させることとされています。

【取組みの方向性】

- ・海遊館へ来られた方への対応を図るため、海遊館に対し築港地域だけでなく、その他の地域の津波避難ビルの情報を提供し、避難誘導等を依頼しています。
一方、水上警察署、港警察署、~~や~~、水上消防署、大阪海上保安監部などの関係機関との定期的に会議を行うなどの大規模災害発生時の情報連絡体制をしており、情報連絡訓練の実施などにより災害時に有効に機能するよう取組みを進めます。
- ・津波避難対策として、施設利用者が多い日でも確実に避難することができるよう、津波一時避難場所の確保や安全な避難誘導策について施設側と引き続き協議を進めます。

（２）中央体育館

【現状と課題】

・中央体育館では、利用者の避難誘導や職員間の連絡体制の確認のため、利用者の多い土・日の地震発生を想定して、利用者を津波避難施設に指定されている屋上緑化部（グリーンヒルズ）に避難誘導する防災訓練が実施されています。

・平成 27 年度に、大規模災害発生時に港区災害対策本部との情報連絡体制を確立するため、デジタル簡易無線機を 1 台配備しました。

【取組みの方向性】

- ・最大1万人規模の来場者の避難が想定され、帰宅困難者の発生も見込まれることから、中央体育館のほか港警察署、港消防署などの関係機関との災害時情報連絡体制を構築するとともに、情報連絡訓練の実施などにより災害時に迅速・手的確な対応が行えるよう取組みを進めます。
- ・津波避難対策として、来場者が多い日でも確実に避難することができるよう、津波避難施設の確保や安全な避難誘導策について施設側と引き続き協議を進めます。

(3) オーク 200

【現状と課題】

オーク 200 では、「オーク消防計画」に地震対策編を設け、対応が図られています。が、鉄道・道路等に被害が発生し、公共交通機関が停止した場合には、帰宅困難者が予想されます。

港区では、平成 27 年度にオーク 200 の売却先が決定したことを受けて、12 月 1 日付で売却先と「津波災害又は水害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書」を締結し、オーク 200 の 2 階共用部通路及びオーク広場を津波避難施設とすることに合意し、24 時間、約 2,710 名の避難場所を確保しました。

【取組みの方向性】

多くの住民や通勤客の避難が想定されるオーク 200 等との災害時情報連絡体制を構築するとともに、帰宅困難者対策に協力して頂く JR 弁天町駅、地下鉄弁天町駅、大阪市教育センター、大阪市契約管財局などと情報連絡訓練の実施などにより災害時に迅速・的確な対応が行えるよう取組みを進めます。

売却先が決定したことに伴い、大規模災害発生時に港区災害対策本部との情報連絡体制を確立するための協議を行います。

7 民間企業等との連携強化

【現状と課題】

過去の災害時には、民間企業から被災地へ専門家の派遣や物資・資機材等の提供が行われており、これらが被災地での活動の大きな助けとなっています。民間企業等との連携を強化し、大規模な災害時に人的・物的資源の提供を受けたり、各地域における防災活動に協力していただくことで、被害の軽減や地域生活の早期復旧等を図る取組みを進める必要があります。

- ・平成 26 年度に企業、事業所や店舗等を対象に「大阪市港区防災サポーター登録制度」を創設しました。区内のより多くの企業、事業所や店舗等に登録してもらえよう、働きかけを行います。(平成 27 年度末現在の登録企業数：53 企業等)

・郵便局との連携

平成 26 年 10 月 14 日付で港区内にある全 10 郵便局と「災害発生時における港区役所と港区内郵便局の協力に関する協定書」を締結し、緊急車両として保険関係で使用している乗用車やバイク、自転車の提供や郵便局ネットワークを活用した避難広報活動を行って頂きます。

・ライフライン事業者（大阪市水道局、関西電力、大阪ガス、大阪府西大阪治水事務所）との連携

大規模災害発生時にライフラインの被害状況や復旧状況等の確認などを行うため緊急用の連絡先電話番号の交換を行うなど情報連絡体制構築を行いました。

- ・環境局環境管理部西部環境保全監視グループとの連携

平成 27 年 3 月 24 日付で環境局長と「災害時における港区役所と環境局の協力に関する協定書」を締結し、港区役所 4 階に所在している環境局環境管理部西部環境保全監視グループ職員が、大規模災害発生時に港区災害対策本部の指揮下に入り、区職員と共に災害発生直後の初期初動段階に環境局が保有している天然ガス車を利用しての避難広報や避難誘導等の業務にあたることにしました。

【取組みの方向性】

- ・「大阪市港区防災サポーター登録制度」については、区内のより多くの企業、事業所や店舗等に登録してもらえよう、引き続き働きかけを行います。（平成 27 年度末現在の登録企業数：54 企業等）

- ・大阪みなと中央病院との連携

港地区復興土地区画整理事業に伴う弁天町駅前土地区画記念整理事業の一環として、平成 31 年度に弁天町駅前に大阪みなと中央病院がオープンする予定です。

平成 33 年度には、大阪みなと中央病院に隣接する形で（仮称）区画整理記念・交流会館がオープンする予定になっており、津波や大地震など大規模な災害時には、避難場所（津波避難ビル）等としての役割を担うとともに、大阪みなと中央病院と連携した防災拠点としての機能を担います。

みなと中央病院には、災害拠点病院の指定を目指した機能強化を要請するとともに、災害時における港区役所との情報連絡体制の確立を図ります。

- ・災害時連携を図る民間企業等と合同訓練を実施するなど、大規模災害発生時に迅速・的確な対応が行えるような取組みを行います。

8 水防団との連携強化

【現状と課題】

水防団は、洪水、津波または高潮の時の被害を最小限に止めるなど、水害から住民の生命や財産を守るため、水防法に基づき自治体などが設置する地域住民の防災組織です。毎年、水防工法や鉄扉の開閉操作、無線通信などの訓練を行っています。

水防団においても団員の高齢化が進んでおり、新たな担い手づくりが課題となっています。

【取組みの方向性】

- ・水防団への青年層、女性層の参加を促進し、水防組織の維持・強化を図るため、水防団との連携を強化して、広報などを通じた参加の働きかけを行います。